

さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会 設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市において、犯罪被害者等支援事業の効果的かつ円滑な実施を推進するため、さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の構成員は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援事業に関する事項
- (2) その他犯罪被害者等支援に関して必要な事項

(組織等)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関職員
- (3) 関係団体の構成員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は公開とする。ただし、必要があると認めるときは、委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

(謝金の額)

第7条 委員が会議に出席したときは、謝金として1日につき、別表に定める額を支給する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、市民局市民生活部市民生活安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月8日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

別表（第7条関係）

区分	支給額
座長	12,000円
座長以外の委員	10,000円